

## 第11号議案

新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日

新宮町長 桐島光昭

### 理 由

地域手当について、隣接する自治体の支給状況と均衡を図るため、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新宮町一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新宮町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条中「100分の6」を「100分の8」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参考資料)

新宮町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新宮町条例第20号)

新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(地域手当)</p> <p>第10条 地域手当は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額を月額として職員に支給する。ただし、東京都特別区を勤務地とする職員には、本文に規定する月額合計額に100分の20を乗じて得た額を月額として支給する。</p> | <p>(地域手当)</p> <p>第10条 地域手当は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の6</u>を乗じて得た額を月額として職員に支給する。ただし、東京都特別区を勤務地とする職員には、本文に規定する月額合計額に100分の20を乗じて得た額を月額として支給する。</p> |